

3 県の新規事業について

(3) 重症心身障害児者通園事業B型の実施

経緯又は現状・課題

現在、仙台・栗原圏域のみ重症心身障害児者通園事業B型が実施されていない。

障害福祉圏域	重症心身障害児者通園事業A型 (1日の利用人員 15人・併設)	重症心身障害児者通園事業B型 (1日の利用人員 5人)	療育手帳所持者数 18歳以上・A
仙台圏域	エコー療育園(陽光福祉会) 仙台市との利用調整あり	—	618人
仙南圏域	—	とも(白石陽光園)	461人
大崎圏域	—	第二あやめ園(大崎誠心会)	394人
栗原圏域	—	—	236人
登米圏域	—	第二はんとく苑(槃特会)	285人
石巻圏域	—	第二ひたかみ園(石巻祥心会)	538人
気仙沼圏域	—	夢の森(洗心会)	230人
仙台市	エコー療育園(陽光福祉会)	仙台つどいの家(つどいの家) つどいの家・コペル(つどいの家) こまくさ苑(なのはな会)	1,503人

仙台圏域(仙塩地区・黒川地区)の在宅重症心身障害児者については、40人程度在住していると見込めるが、重症心身障害児者通園事業B型以外にも、安心して利用できる日中活動の場としての社会資源がない。同様に栗原圏域についても、利用できる場がなく、在宅で生活する重症心身障害児の受け皿整備が必要である。

重症心身障害児施設エコー療育園において、重症心身障害児者通園事業A型が実施され、県と仙台市にて按分負担にて事業を実施しているが、身体面のケアが高い重症心身障害児者については、送迎時間の負担減等の考慮が必要である。

重度の障害者の割合より、仙台市と単純に比較した場合、B型事業については、仙台圏域において最低2ヶ所程度、栗原圏域においては1ヶ所程度の整備が必要である。

提案する内容

人口の密集している仙台圏域内において、仙塩地区・黒川地区を中心とした同事業を、宮城県七ツ森希望の家において実施する。宮城県七ツ森希望の家については、在宅心身障害者保養施設であることから、保養業務等に支障がない範囲での事業実施とする。たとえば、隣接する宮城県船形コロニーの建物の空きスペースを利用しての事業実施も一案である。

栗原圏域においても、ノウハウの有する民間社会福祉法人による事業の実施が必要である。

重症心身障害児者通園事業については、国庫協議が生じる事業であるため、採択までの間について、障害者デイサービス事業・短期入所事業等を実施し、試行的に重症心身障害児者を受け入れる。ただし、障害者自立支援法施行後、通園事業B型の位置付けがどのように変更となるか確認が必要である。

重症心身障害者を受け入れ、指導員等を加配している児童デイサービス事業所については、知的障害者援護施設(通所)特別処遇加算費による補助があるが、その他のデイサービス事業所等は除外されているため、制度の拡充が必要である。

その他、根拠法令等

宮城県重症心身障害児(者)通園事業実施要綱

知的障害者援護施設(通所)特別処遇加算費補助金交付要綱

障害者自立支援法案～重度障害者等包括支援事業の動向確認